

令和3年第6回農業委員会総会議事録

令和3年6月10日（木）第6回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	後藤 保夫		7番	妹尾 良和
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

欠席委員 0人

議事	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
	議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による農地売買等事業）
	議案第32号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第33号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項		法務局照会について
		農地転用進捗状況報告（営農型発電施設）
		完了届について
		利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		

事務局職員（書記）

事務局長

竹村 陽子

参事

土屋 文孝

主査

小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

土屋参事	<p>委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第6回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席は28名です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。さて、政府与党は農地の集約集積化を持続的に進める為に人農地プランを法定化し、現在の地図に加え最終的には地図の担い手が将来はどのように集約できるかを目標地図として作成する方向に進むようです。人農地プランも地区ごとでされているようですが、そのプランの主導は農業委員会で行うようになっていきます。又、農地の貸借の促進については、現在農地法3条や利用権設定、農業経営基盤強化促進法に基づく手続き等から選択して遂行していますが、今後は農地中間管理機構が借受け、受け手に貸すルートを軸にし、先ほどの目標地図に最終的には、そこを誰が耕作するのかという地図に実現を目指すようです。管理機構は特例として農地の売買事業も行っています。後ほど、大本さんから説明があります。それでは、本日もよろしく願いいたします。</p>
土屋参事	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、11番宮脇委員に先導をお願いいたします。</p>
宮脇委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
土屋参事	<p>ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、6番三上委員、7番倉脇委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

小林主査

今回の議案についてですが、第3条の申請が2件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を5月24日に行っております。場所は、唐松、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は経営農地をすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、近隣農家へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。6月2日に逸見委員、三輪推進委員、私の3名で確認しました。●●●橋より東に500m進みますと旧道に繋がる道と上水道施設へ行く十字路があります。1筆は、上水道の方に行く橋の手前の小阪部川沿いにありました。後2筆は、十字路から約200m旧道の方、十字路の方へありました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第27号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を5月24日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田15筆、畑6筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認日は6月1日に譲渡人本人と私、奥津推進委員で行いました。場所は、国道182号線JA矢神支店を東城方面500m先、左手に●●●がありそこを右に入る所に譲受人の住宅があります。その裏に2筆、住宅の前の道を高速道路に向かった左に2筆。更に、高速道路を越した先の右側に譲渡人の住宅があり左手に残17筆全てがあります。親から子への贈与で問題ないと思いますが、所有権移転で登記されると思いますので、その時に直していただくようお願いをするものです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第4条の申請につきまして、4件申請がございました。それでは、議案第28号第1番でございます。確認を5月24日に行っております。場所は、土橋、現況地目は畑、2筆でございます。転用目的は植林で、転用理由は、畑として耕作することが困難となったため植林して山林に戻すというものです。期間は許可日から8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、事業費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。9番。

藤本委員

9番藤本です。6月4日神山委員、妹尾推進委員、私と3人で確認しました。場所は、土橋交流センターの裏です。周りは山で木も大きく日陰等もあり植林希望はやむを得ないと思われまます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第28号農地法第4条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第2番でございます。確認を5月24日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑 1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、墓地への通路が崩れ通行できないため、申請地に墓地を移設するものです。期間は許可日から8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、墓地等工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。
神山委員	10番神山です。6月4日藤本委員、妹尾推進委員、私とで確認しました。場所は、北房井倉哲西線を井倉から上がると郵便局があり、そこから南西1キロ先●●部落があります。その部落内の一部です。残土置き場の一部をお墓にする希望なのでやむを得ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第28号農地法第4条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次の議案ですが、申請者が同一人物なので第3番、第4番と一緒に説明させていただきます。確認を5月24日に行っております。場所は西方、現況地目は第3番が畑1筆、第4番が畑2筆でございます。転用目的は第3番が駐車場及び進入路で、転用理由は新築する住宅に続く進入路と駐車場を整備するものです。第4番は転用目的が法面土留、転用理由は道路部分からの崩壊防止のため、土留工事を施すものです。工事期間は第3番が許可日から令和4年4月30日まで、第4番が許可日から令和3年9月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、第3番・土地造成費、第4番・土留工事費は記載のとおりで、借入によるものです。以上です。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。6月7日に溝尾推進委員と2名で現地確認しております。場所は、●●●東の坂を200m上った右側にあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号3番と4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。尚、1番の案件につきましては面積が30a以上となりますので、県農業会議の諮問が必要となりますが、諮問会議において許可適当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。続きまして、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案29号第5条の申請について説明します。2件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を5月24日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は私道拡幅です。転用理由は、私道を拡幅して通行の安全を確保するために申請地を購入して造成するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載のとおりです。工事期間は令和3年8月31日から9月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。6月7日溝尾推進委員と確認しております。場所は、高尾●●●橋の交差点から高尾旧道の方へ50m入った左手側にあります。譲受人の自宅への進入路、入口に電信柱があり狭いので拡幅するようです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第29号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第29号2番の許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番について説明いたします。現地確認を5月24日に行っております。場所は新見、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由は、貸付人所有地に娘夫婦である借受人が住宅を建設するものです。契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は令和3年7月1日から12月31日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建設費は記載のとおりで、借入によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。6月7日に溝尾推進委員と確認しております。場所は、船川八幡宮を斎場の方へ向かって200m入った所です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。推進委員7番。

後藤委員

以前記載がされていたのですが、転用理由で建築とは分かりますが、木造建てか鉄筋建てなのか、又、何㎡ですか。建ぺい率の確認ができません。

会 長

調べまして後で、総会中には回答します。他に意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

他にご意見、ご質問ございませんので、先ほどの建てについては後で回答しますので採決をとらせていただきます。議案第29号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、2件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員 「よろしい。」

会 長 諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長 今回、新規の貸し付けが5件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番大佐田治部田1筆5年賃貸借、2番神郷下神代田3筆9年9ヶ月使用貸借、3番神郷高瀬、田3筆4年9ヶ月使用貸借、4番哲多町成松、田4筆4年9ヶ月賃貸借、5番哲西町大野部、畑1筆1年使用貸借です。なお、2番～4番の3件については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。

会 長 新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次1番からお願いします。推進委員7番。

後藤委員 推進委員7番後藤です。確認を6月8日にしました。場所は、大佐グラウンドの県道沿いに整備工場がありその前に住宅があります。その住宅前に農地があります。問題ありません。

会 長 続いて、推進委員8番。

信谷委員 推進委員8番信谷です。2番、3番続けて説明します。2番、5月30日に仲田委員、大原委員、私と3名で確認しました。場所は、神郷下神代の国司神社入口から国道沿い哲西寄りに50m先に1筆、さらに50m先に2筆耕作されておりました。問題ないと思います。続いて3番、神郷高瀬の旧高瀬小学校を中心に道を挟んで東に1筆、南側に1筆、西に

	200m先へ1筆あります。5月9日に田植えを済ませています。以上です。
会 長	続いて4番お願いします。推進委員9番。
逸見(則)委員	推進委員9番逸見です。現地確認を6月5日井藤委員、宮脇委員、私と行いました。場所は、県道から哲多中学校へ入る道が2ヶ所ありますが、矢戸方向からの入口付近に3筆あります。後の1筆は、そこから県道を矢戸方向へ100m先の道路上から見えます。全て耕作されており問題ありません。
会 長	続いて5番お願いします。推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。現地確認を5月1日三上委員、奥津委員、私と行いました。場所は、県道北房井倉哲西線をJA野馳出張所より3キロ先に●●地区があります。その●●地区の中央あたりの県道から左手にあります。きれいに整備されていて問題ありません。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
仲田委員	1番仲田です。4番ですが、中間管理事業で3人の耕作者が挙がっていますが組合でされているのか、個々に別々で4筆耕作されるのですか。別々に耕作されるのであれば、筆毎に耕作者を教えてください。
逸見(則)委員	●●●番5は●●さん、●●●番●は●●さん、後2筆は●●さんです。
会 長	外にご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長	再設定が9番の中間管理事業によるものを含めて、今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません。)</p> <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定いたします。それではここで10時20分まで休憩いたします。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	時間がまいりましたので再開します。議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で農地中間管理事業による農地売買等事業について事務局の説明をお願いします。
竹村局長	今回、はじめてのもので、経営基盤強化促進法に基づく、農地中間管理機構の農地売買事業について、一件申請がありました。これについて、農地中間管理機構の大本さんより説明をしていただきます。
大本駐在員	岡山県農地中間管理機構備中支部新見駐在の大本です。農地中間管理機構の農地売買事業についてですが、お手元に配布しています資料に基づいて説明させていただきます。農地売買事業とはについて、1番、中間管理機構は農地経営の規模拡大、農地の集団化を促進するため、農地を買入れて担い手農業者に売渡す事業です。売りたい人から農地を買入れて、買いたい人に売渡す事業をしています。農地売買実施要件ですが、買入れる農地は、農業振興地域内の農地です。2番、受け手は認定農

業者等の担い手です。3番、受け手の農地取得後の面積が、機構の定める面積以上になることが条件です。この、機構の定める面積とは新見市では、7.500㎡です。4番、売買価格は、その土地の近傍類以の取引や土地の利用条件等から算定した適正なものに限ります。次に、農地売買事業のメリットですが、1番公的機関である機構が間に入るので安心して売買ができます。2番、税制上の優遇措置が受けられます。農地を売った人は、譲渡所得の特別控除が適用されます。農地を買った人は、不動産取得税や登記免許税の軽減があります。3番、契約書の作成や登記等の手続きは、機構が行います。ただし、機構の手数料等が必要となります。機構の手数料については、農地を売る人は、買入価格の3%プラス基本

料金事務手数料1万円が必要です。次に、農地売買事業の手続きですが、この事業は約4、5ヶ月かかります。1番、農業委員会に申し出をしていただきます。2番、申し出を受けた農業委員会から機構に申し出をします。3番、機構の職員が現地調査を行います。この時、農業委員会の立ち会いをお願いします。4番、契約ですが現地調査の結果、適当と認められる場合は、機構の農用地等買入・売渡等審議委員会に諮り適正か検討します。適正の場合は農業委員会の立ち合いの上、出し手・受け手と契約します。本日の議案に挙げておりますのは、市町村農用地利用集積計画の公告を行うため農業委員会の承認をお願いするものです。5番、代金の支払い登記ですが、機構に農地を売った人は、機構が所有権移転登記の書類を作成し、市町村の嘱託登記により所有権移転登記を行います。機構が出し手の指定した口座に代金を振り込みます。機構から農地を買った人は、機構が所有権移転登記の書類を作成し、受け手が機構の指定した口座に代金を納入します。市町村の嘱託登記により所有権移転登記を行います。以上の流れで実施するものです。本日予定しています議案につきまして審議をいただき承認をお願いいたします。

会 長

事務局と農地中間管理機構の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員7番。

後藤委員

推進委員7番後藤です。3月の委員会で管理機構との売買による中途解約で出た案件です。●●●が農地を管理機構から買うものです。場所は今現在、育苗ハウスが建っています。刑部駅から東に川を越え●●集落がありその内です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

後藤委員	議案には農地売買等事業と記載されているが、資料は農地売買事業と記されている。等とは何ですか。
大本駐在員	農地中間管理事業による農地売買等事業とは、売買事業もあるし利用権設定事業も全て含めての強化法の中には等を使用しています。
泉委員	推進委員3番泉です。支払い登記について、機構が登記等の書類を作成しますとなっていますがこの嘱託登記ですが登記費用はどのようになるのですか。
大本駐在員	登記費用は、機構が嘱託登記しますので費用はかかりませんが事務手数料が1万円かかります。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。15番
山田委員	15番山田です。買い手が決まっていないと機構は受けないのですか。
大本駐在員	はい、買い手が決まっていなくともこの事業は利用できません。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、決定といたします。議案第32号に入る前に、先に推進委員7番の質問にありました建てについて回答します。
小林主査	5条の2番について、木造平屋造りで建設面積が88㎡です。
会 長	ここで、45分まで休憩にします。 ～ 休憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。議案第32号現況証明にかかる

	現況認定について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第32号現況証明にかかる現況認定についての申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。確認を4月28日に行っております。場所は法曾、台帳地目は畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、長年にわたり耕作していないため、昭和30年頃から原野となっているというものでございます。第2番でございます。確認を5月28日に行っております。場所は大佐大井野、台帳地目は田2筆です。現況地目は原野・山林でございます。理由は、鳥獣被害により平成10年から耕作できず、原野となっているというものでございます。第3番でございます。確認を5月24日に行っております。場所は哲西町大野部、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、山林の中にあるために稲作が不可能であり、昭和18年から原野の状態にあるというものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番
伊達委員	13番伊達です。6月2日に逸見委員、三輪推進委員、私と3名で確認しました。井倉公民館含翠分館より東へ300mの所にありました。
会 長	2番お願いします。3番。
宮本委員	3番宮本です。●●●から千屋方面に行く県道から100m先西に行った所にありました。よろしくをお願いします。
会 長	3番お願いします。17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。6月1日に三上委員、奥津推進委員、私とで確認しました。場所は、JA野馳出張所から●●神社の方へ800m先にバス停があり、そこから右へ作業道を500m上がった所に山と一体にありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。1番。
仲田委員	1番仲田です。2番ですが、確認日はいつですか。
宮本委員	6月6日です。

<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号1番、2番、3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>この度、空き家に付随する農地として、別段の面積を設定する申請が1件ありました。場所は哲西矢田、畑2筆、計346平方メートルで、本市で設定している0.1a以上に当てはまるものです。なお、今回の承認をもって、次回は3条申請がなされる予定です。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
<p>三上委員</p>	<p>6番三上です。6月1日奥津忠和委員、奥津賢司推進委員、私と3名で確認しました。場所は、国道182号線JA矢神支店より200m先東城方面へ行った所から旧道へ入り100m先の左手に空き家がありその裏に畑がありました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>

小林主査	今回1件ございました。1番の場所は哲多町本郷、確認を4月28日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野という申請で、時期不詳ですが、原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。11番。
宮脇委員	11番宮脇です。確認日は、4月27日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私とで行いました。場所は、哲多町本郷小学校から新砥哲西方面に抜ける県道を入り、市道へ800m入った道脇にありました。現況どおりです。
会 長	続いて、農地転用進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	営農型発電施設については、転用許可権者は、発電施設下部の農地における農作物の生産に係る状況報告を年1回受けること又は、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとするということとなっています。農地は土橋地内、令和2年8月から栽培開始予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、施設の工事が遅れていました。この度の報告では、今月末までには施設が完成し、7月からは菌床キクラゲが栽培できる予定とのことです。また施設の完成に合わせて報告をしていただくよう通知をしております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。9番。
藤本委員	9番藤本です。資材が遅れ6月末までには完成する予定なので、完了届が出た時に詳しく説明を聞きたいと思えます。
会 長	続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	完了届が1件出ています。大佐布瀬地内農地法第5条による太陽光発電設備設置への転用です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。15番。
山田委員	15番山田です。6月3日に現地の設備設置完了を確認しました。

会 長	<p>続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>利用権設定の中途解約が1件出ています。哲西町上神代田3筆贈与するためです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員10番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。6月1日に奥津委員、三上委員、私と3名で確認しました。場所は、182号線を哲西町へ入り●●寄りを500m入った右手にグラウンドがありそこから高速道路を通り抜けた所左に3筆ありました。以上です。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
竹村局長	<p>お手元に農地パトロール出発式の件について、要項をご覧のように計画を立てております。実施日は7月16日金曜日、場所は例年通り「まなびの森にいみ図書館」玄関前で出発式を行う予定です。パトロール隊長については、去年、地域おこし協力隊に任命された神郷高瀬の佐野香織さんをお願いさせてもらいたいと思っています。班編制ですが去年の通りに記載しております。よろしいでしょうか。これに合わせて、利用状況調査を8月あたりからお願いしようと思っておりますが、業者に利用状況調査表を依頼しており、新型コロナウイルスの緊急事態宣言の関係で作業が遅れるかもしれないので、8月の総会に間に合わないようでしたら、出来た時点で皆様に郵送させていただきます。間に合えば、8月の総会でお配りしますのでよろしくお願いします。</p>
小林主査	<p>次に、別紙資料の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を県ホームページに掲載する予定のものです。説明させていただきます。農業委員会の概要を令和2年4月1日現在で農業の概要を示しています。経営耕地面積は1,687ha、遊休農地面積は189ha、農地台帳面積は4,353haで報告する予定です。総農家数は3,414戸で内訳は以下の通りです。農業委員会の現在の体制ですが、改選がありましたので内訳を旧と新と記載しています。農業委員定数18名、実数18名、農業利用最適化推進委員定数10名、実数10名で任期が令和5年7月19日までとしております。担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、現</p>

状は管内の農地面積 4,328ha に対して集積面積 607ha 集積率は 14.02% です。令和 2 年度の目標及び活動計画は、集積目標 609ha 対して、集積実績 607ha、達成状況 99.67% となっております。目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構との連携により、さらなる集積・集約化を進める。活動実績としては、各事案に対し、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構との連携をとり、利用集積に繋がったとしております。次に、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが 2 番の令和 2 年度の目標及び実績が参入目標 3 経営体に対して参入実績 3 経営体、参入目標面積 1.2ha に対して参入実績面積 1.43ha で達成状況は経営体 100%、面積 119% で達成となっております。目標の達成に向けた活動外は以下の通りです。続いて、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画で令和 3 年度の活動計画を挙げております。農業委員会の状況は令和 3 年 4 月 1 日現在で以下の通り確認しております。今現在の体制につきましても任期満了が令和 5 年 7 月 19 日までなので先程の数字が挙がっております。担い手への農地の利用集積・集約化についての令和 3 年度の目標は及び活動計画ですが、集積面積を 627ha、集積率 14.5% で設定しています。活動計画は、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員・農地中間管理機構の三者で協力、情報交換するなど一体化して活動することにより、担い手への農地の利用集積・集約化を推進すると計画を立てております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について令和 3 年度の目標及び活動計画は、参入目標数 3 経営体、参入目標面積 1.2ha です。活動計画は、昨年に引き続き今年も新型コロナウイルス感染防止により、各種相談会等は開催できない状況にあり、広報の活動は随所で制限されている。そのため、市ホームページ等により情報発信を行うとともに、個別に相談があれば関係機関と連携し対応する計画を立てております。遊休農地に関する措置は以下の通り提案しております。以上です。

奥津(忠)委員

17 番奥津です。1 番農業の概要の中で、認定農業者経営数等の表内で集落営農経営は無いのですか。

小林主査

空欄の部分がいくつかあるのですが、後程確認し数字を計上いたします。

会 長

続きまして、その他ですが事務局からありますか。

土屋参事

それでは次回の総会ですが 7 月 16 日（金）午前 9 時 30 分から、南庁舎 1 階 1 C 会議室となっておりますがよろしいでしょうか。また 8

